

平成19年2月20日

株式会社 但馬銀行

「特定口座」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、平成19年3月1日(木)から株式投資信託にかかる「特定口座」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

記

一、特定口座の概要

個人のお客さまが株式投資信託を買取請求により換金を行い、譲渡益がある場合や譲渡損を繰り越す場合等には確定申告を行う必要がありますが、「特定口座」をご利用いただくことにより、確定申告等の納税手続きの負担を軽減することができる制度です。

二、特定口座のメリット

1. 譲渡損益等の管理が容易

「特定口座」内の株式投資信託の取得価額、譲渡損益額等を当行が管理しますので、お客さまの負担が軽減されます。

また、「特定口座」内での譲渡損益額を記録した「年間取引報告書」を当行が作成しますので、それをもとに簡易な手続きで確定申告・納税を行うことができます。

2. 源泉徴収方法の選択が可能

「特定口座」内において、「源泉徴収あり口座」と「源泉徴収なし口座」の選択が可能です。「源泉徴収あり口座」を選択すれば、取引の都度当行が譲渡損益額・税額を計算のうえ納税の手続きをしますので、原則としてお客さまが確定申告を行う必要がございません。

三、ご利用方法

別途当行が定める申込書をご提出いただくことにより、特定口座のご利用が可能となります。

四、その他

当行ですすでお持ちの株式投資信託の「特定口座」への組入れは、制度上、平成21年5月31日までとなります。

以 上

[[たんぎん特定口座のご案内](#)]